総合型地域スポーツクラブ若桜クラブ規約

・事務の効率化を図るために、以下の条文を修正、削除する。

改正後	改正前
（事務所） 第２条　本クラブは、事務所を鳥取県八頭郡若桜町大字若桜７８８－３（若桜町立第１町民体育館内）に置く。	（事務所） 第２条　本クラブは、事務所を鳥取県八頭郡若桜町大字若桜７５７（若桜町公民館内）に置く。 …中略… （議事録） 第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所 （２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。） （３）審議事項 （４）議事の経過の概要及び議決の結果 （５）議事録署名人の選任に関する事項 ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
第７章　専門部会 第３９条　本クラブには、理事会の議決を経て第４条に掲げる事業を遂行するため、各種専門部会を設けることができる。 ２　専門部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。 以下条数を切り上げる。	**第７章　専門部会** 第４０条　本クラブには、理事会の議決を経て第４条に掲げる事業を遂行するため、各種専門部会を設けることができる。 ２　専門部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。